

平成28年10月31日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第50号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

議第50号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成28年10月31日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から第5号を次のように改める。

様式第2号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用期間	
備考	

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（保育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用期間	
備考	

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

利用できない子どもの 氏名及び生年月日	
利用希望する 施設（事業者）の名称及び所在地	
理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第8条第3項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（保育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

利用できない子どもの 氏名及び生年月日	
利用希望する 施設（事業者）の名称及び所在地	
理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

付 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)

旧 規 則

様式第2号(第8条第2項関係)

様式第2号(第8条第2項関係)

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)

様

様

草津市教育委員会

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

記

施設(事業者)を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設(事業者)の 名称及び所在地	
利用期間	
備考	

支給認定証番号			
子 ど も	氏 名		
	生 年 月 日	年 齢	
設置者・事業者名			
設置者・事業者番号			
施設・事業所名			
施設・事業所番号			
施設・事業所所在地			
決定年月日			
利用期間			

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則																																																							
<p>様式第3号 (第8条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (保育認定)</p> <p style="text-align: center;">様 草津市教育委員会</p> <p>申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">施設 (事業者) を利用する 子どもの氏名及び生年月日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用する施設 (事業者) の 名称及び所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	施設 (事業者) を利用する 子どもの氏名及び生年月日				利用する施設 (事業者) の 名称及び所在地				利用期間				備考				<p>様式第3号 (第8条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (保育認定)</p> <p style="text-align: center;">様 草津市教育委員会</p> <p>申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支給認定証番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子 ど も</td> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 齢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置者・事業者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>設置者・事業者番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施設・事業所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施設・事業所番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施設・事業所所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利 用 開 始</td> <td>決定年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	支給認定証番号				子 ど も	氏 名			生 年 月 日	年 齢		設置者・事業者名				設置者・事業者番号				施設・事業所名				施設・事業所番号				施設・事業所所在地				利 用 開 始	決定年月日			利 用 期 間			
施設 (事業者) を利用する 子どもの氏名及び生年月日																																																								
利用する施設 (事業者) の 名称及び所在地																																																								
利用期間																																																								
備考																																																								
支給認定証番号																																																								
子 ど も	氏 名																																																							
	生 年 月 日	年 齢																																																						
設置者・事業者名																																																								
設置者・事業者番号																																																								
施設・事業所名																																																								
施設・事業所番号																																																								
施設・事業所所在地																																																								
利 用 開 始	決定年月日																																																							
利 用 期 間																																																								

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則																													
<p>様式第4号(第8条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">草津市教育委員会</p> <p>申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">利用できない子どもの氏名及び生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用希望する施設(事業者)の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	利用できない子どもの氏名及び生年月日		利用希望する施設(事業者)の名称及び所在地		理由		<p>様式第4号(第8条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">草津市教育委員会</p> <p>申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支給認定証番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども</td> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 齢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望利用開始日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>決 定 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	支給認定証番号				子ども	氏 名			生 年 月 日	年 齢		希望利用開始日				決 定 年 月 日				理 由			
利用できない子どもの氏名及び生年月日																														
利用希望する施設(事業者)の名称及び所在地																														
理由																														
支給認定証番号																														
子ども	氏 名																													
	生 年 月 日	年 齢																												
希望利用開始日																														
決 定 年 月 日																														
理 由																														

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則																													
<p>様式第5号(第8条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">草津市教育委員会</p> <p>申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="136 746 916 969"> <tr> <td>利用できない子どもの 氏名及び生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用希望する 施設(事業者)の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	利用できない子どもの 氏名及び生年月日		利用希望する 施設(事業者)の名称及び所在地		理由		<p>様式第5号(第8条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">草津市教育委員会</p> <p>申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1205 699 1832 975"> <tr> <td>支給認定証番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 齢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望利用開始日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>決 定 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	支給認定証番号				子 氏 名				生年月日	年 齢		希望利用開始日				決 定 年 月 日				理 由			
利用できない子どもの 氏名及び生年月日																														
利用希望する 施設(事業者)の名称及び所在地																														
理由																														
支給認定証番号																														
子 氏 名																														
	生年月日	年 齢																												
希望利用開始日																														
決 定 年 月 日																														
理 由																														

草津市立幼稚園規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、草津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（入園）

- 第8条 保護者は、子どもを入園させようとするときは、入園願書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）（別記様式第2号）を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（保育認定）（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 3 教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）（別記様式第4号）を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（保育認定）（別記様式第5号）を交付するものとする。
- 4 入園の時期は、毎年4月とする。ただし、転入、欠員その他特別の事由があるときは、臨時に入園を許可することができる。

様式第2号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
設置者・事業者名				
設置者・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
決定年月日				
利用期間				

様式第3号 (第8条第2項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (保育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
設置者・事業者名				
設置者・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
利用調整		決定年月日		
利用期間				

様式第4号(第8条第3項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

支給認定証番号			
子ども	氏名		
	生年月日	年齢	
希望利用開始日			
決定年月日			
理由			

1. この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第8条第3項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
希望利用開始日				
決定年月日				
理由				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

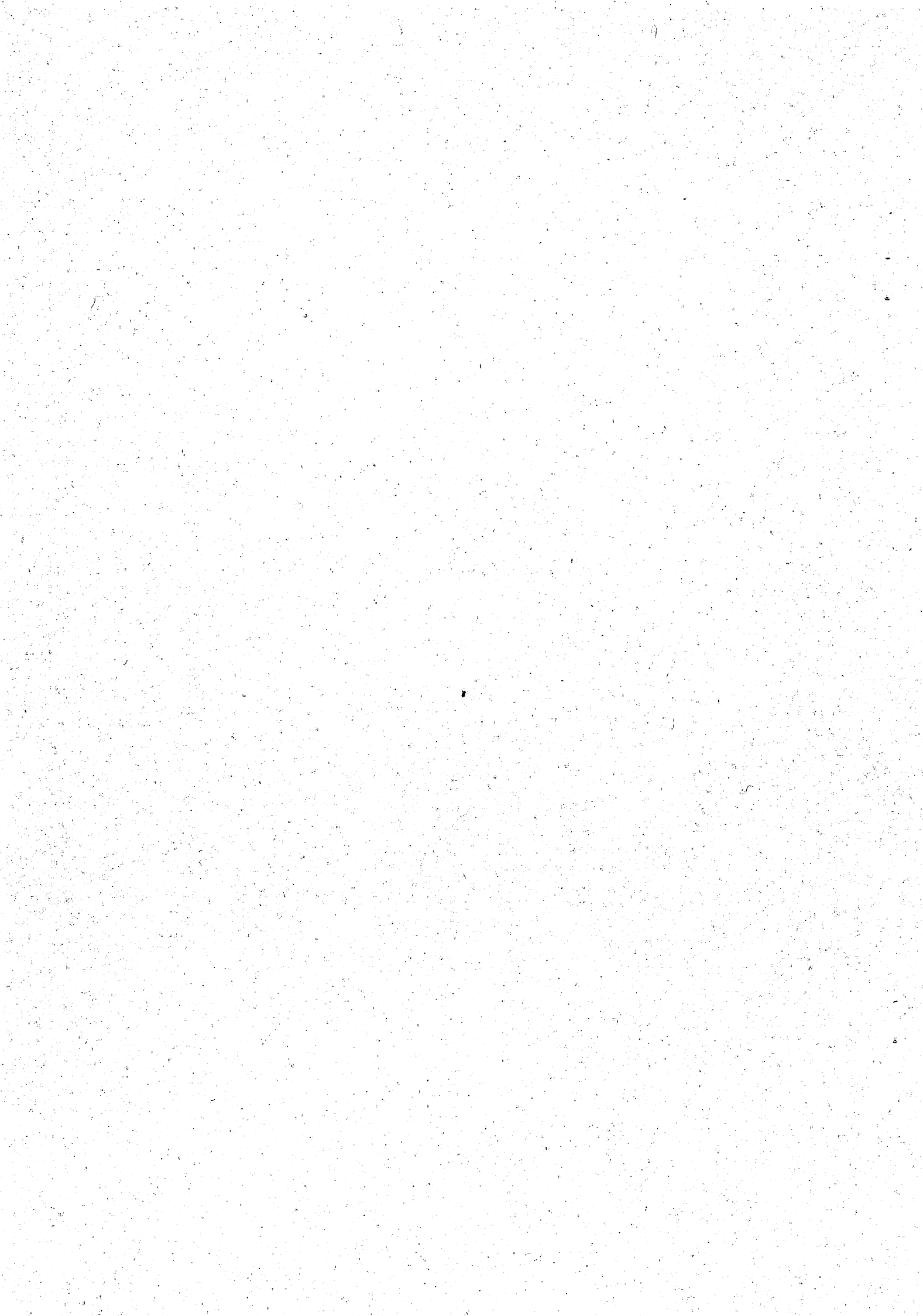
平成28年10月31日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

(1) 定期監査結果に伴う措置状況について





監 発 第 2 0 1 号

平成28年6月3日

草津市教育委員会教育長 様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 中嶋 昭雄

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
平成28年4月22日	高 穂 中 学 校
	志 津 南 小 学 校
平成28年4月25日	常 盤 小 学 校
平成28年4月28日	老 上 中 学 校
	南 笠 東 小 学 校
平成28年5月 9日	矢 倉 小 学 校

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
高穂中学校	平成 28 年 4 月 22 日	平成 27 年度	平井 文雄 中嶋 昭雄

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校幹旋（指定）物品について業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも概ね良好に維持管理されているが、理科準備室の整理整頓が不十分であった。

- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、制服、運動着、柔道着、アルバム、修学旅行等がある。業者選定に当たってアルバム、修学旅行については競争性を確保されている。

教育財産の維持管理ならびに学校幹旋（指定）物品の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。
- ② 理科準備室の薬品の管理は、管理簿への記入漏れなどが無いよう留意するとともに、管理職が管理台帳により毎学期末に確認し管理の徹底を図られたい。また、準備室の整理整頓に努められたい。

(2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の設置ならびに決裁文書による事務処理が望まれる。また、トラブルを回避するためにも、契約書が交わされていない物品は、契約書を交わすことを検討されたい。

(3) その他

- ① 体育館管理室に設置してある自動体外式除細動器（AED）は、毎日点検し点検記録を作成されたい。
- ② 警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
志津南小学校	平成 28 年 4 月 22 日	平成 27 年度	平井 文雄 中嶋 昭雄

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校幹旋（指定）物品について業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

なお、消防設備等点検結果報告によると、消火器 1 本が不明となっていた。

- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、運動着、アルバム、修学旅行がある。業者選定に当たって、修学旅行については競争性を確保されている。

なお、平成 28 年度からはアルバムも競争性を確保されている。

教育財産の維持管理ならびに学校幹旋（指定）物品の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。
- ② 消防設備点検において指摘された消火器については、状況確認の上適切に対応されたい。

(2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の設置ならびに決裁文書による事務処理が望まれる。また、トラブルを回避するためにも、契約書が交わされていない物品は、契約書を交わすことを検討されたい。

(3) その他

警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
常盤小学校	平成 28 年 4 月 25 日	平成 27 年度	平井 文雄 中嶋 昭雄

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校斡旋（指定）物品について業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

- (2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、標準服、運動着、鞆、アルバム、修学旅行があり、業者選定に当たってアルバム、修学旅行については競争性を確保されている。

教育財産の維持管理ならびに学校斡旋（指定）物品の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 消防用設備等の点検結果報告書は、学校に1部保存されたい。
- ② 体育館の各倉庫について、使用しない時間帯は常に施錠されたい。
- ③ 備品登録について、同一物品の品名は統一されたい。

- (2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成 28 年 1 月草津市

教育委員会)に基づき、取扱業者等校内選定委員会の設置ならびに決裁文書による事務処理が望まれる。また、トラブルを回避するためにも、契約書が交わされていない物品は、契約書を交わすことを検討されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
老上中学校	平成 28 年 4 月 28 日	平成 27 年度	平井 文雄 中嶋 昭雄

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校幹旋（指定）物品について業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。

なお、消防設備等点検結果報告によると、不良個所として「体育館 2 階消火栓ポンプ起動せず断線の可能性あり調査要す。」となっていた。

- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、制服、運動着、アルバム、修学旅行があり、業者選定に当たってアルバム、修学旅行については競争性を確保されている。

教育財産の維持管理ならびに学校幹旋（指定）物品の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。
- ② 消防設備点検において指摘された体育館 2 階消火栓ポンプについては、教育委員会と連携し適切に対応されたい。

- ③ 体育館・武道場の各倉庫について、使用しない時間帯は常に施錠されたい。
- ④ 理科準備室の薬品の管理は、管理職が薬品管理簿を確認し管理の徹底を図られたい。
- ⑤ 調理準備室の包丁は、施錠できる保管庫等で管理されたい。

(2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の設置ならびに決裁文書による事務処理が望まれる。また、トラブルを回避するためにも、契約書が交わされていない物品は、契約書を交わすことを検討されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
南笠東小学校	平成28年4月28日	平成27年度	平井 文雄 中嶋 昭雄

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校幹旋（指定）物品について業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

なお、消防設備等点検結果報告によると、3階普通教室自動火災報知器1基が不良となっていた。

- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、制服（標準服）、運動着、鞆、アルバム、修学旅行があり、業者選定に当たってアルバム、修学旅行については競争性を確保されている。また、制服、運動着はPTAにおいて標準服検討会が設置され、保護者と学校関係者による協議の場が設けられている。

教育財産の維持管理ならびに学校幹旋（指定）物品の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。
 - ② 消防設備点検において指摘された3階普通教室自動火災報知器については、教育委員会と連携し適切に対応されたい。
 - ③ 寄付物品の備品登録事務において、寄付者名を記載されたい。
- (2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の設置ならびに決裁文書による事務処理が望まれる。また、トラブルを回避するためにも、契約書が交わされていない物品は、契約書を交わすことを検討されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
矢倉小学校	平成 28 年 5 月 9 日	平成 27 年度	平井 文雄 中嶋 昭雄

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校幹旋（指定）物品について業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

なお、消防設備等点検結果報告によると、消火器具の標識破損 1 台ならびに屋内消火栓設備の呼水槽ボールタップが不良となっていた。

- (2) 学校幹旋（指定）物品の取扱い状況について

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、制服、運動着、帽子、アルバム、修学旅行があり、業者選定に当たっていずれも随意契約で執行されている。なお、平成 28 年度からアルバムについては競争性を確保されている。

教育財産の維持管理ならびに学校幹旋（指定）物品の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。

- ② 消防設備点検において指摘された消火器具の標識破損ならびに屋内消火栓設備の呼水槽ボールタップについては、教育委員会と連携し適切に対応されたい。
- ③ 理科準備室の薬品の管理は、保管庫自体の施錠と管理職による在庫確認を定期的に行い管理の徹底を図られたい。
- ④ 寄付物品の備品登録事務において、寄付者名を記載されたい。

(2) 学校斡旋（指定）物品の取扱い状況について

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の設置ならびに決裁文書による事務処理が望まれる。また、トラブルを回避するためにも、契約書が交わされていない物品は、契約書を交わすことを検討されたい。

(3) その他

警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査指摘事項に係る措置状況(9月末現在) [学校教育課調査]

H28年度

取組項目	No	内容	志津小	志津南小	草津小	草津第二小	渋川小	矢倉小	老上小	老上西小	玉川小	南笠東小	山田小	笠縫小	笠縫東小	常盤小	高穂中	草津中	老上中	玉川中	新堂中	松原中	
理科準備室	1	整理整頓 (薬品・器具の散らかし禁止)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	備品シール 鮮明かどうか	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
	3	薬品管理簿に管理職の確認印があるか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	薬品庫のカギは無施錠になっていないか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防設備定期点検 (点検業者への依頼 窓口は教育総務)	5	業者の点検は受けたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	消火器具に不足分はないか	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	点検結果を市教委教育総務課担当と情報共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体育館倉庫	8	使用していないときは施錠しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別教室等	9	通常使用しないときは施錠しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
寄付物品	10	寄付物品受付の手続き(台帳整備)を適切にしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
入札 契約	11	アルバム、修学旅行の入札手続きを業者選定委員会を設置するなど適切にしているか	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	入札関連書類を適切に保管しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AED	13	電源確認を毎日行い記録簿につけているか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
県警 緊急通報装置	14	年に一度の訓練で使用しているか	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲	○	▲	▲	○	○
	15	正しく作動するか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭科室備品	16	包丁はカギをかけて収納保管しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
個人情報	17	適切に管理運営できているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
成績情報	18	通信票の記載事項について 説明ができるように根拠資料を一定期間保管しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

▲近日中に貼り換え

▲購入予定

▲導入準備中

×10月1日から実施

▲近日中に実施

▲校内で保管方法を協議中